

京都市上下水道局告示第37号

平成25年度以降に、京都市上下水道局が発注する建設工事（建設業法第2条第1項に定める建設工事をいいます。）の請負、設計、測量及び地質調査等の委託、物品に係る製造の請負、買入れその他の契約に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格及び資格審査の申請方法等について次のように定め、告示します。

平成24年11月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 申請に当たって必要な資格

(1) 競争入札に参加しようとする者は、管理者が必要と認める場合を除き、次に掲げる資格を有する者とします。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 建設工事の請負に係る競争入札に参加しようとする者にあつては、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営んでおり、かつ、同法第27条の23第1項の規定による審査（経営事項の審査）を受けていること。

ク キに定めるもののほか、法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

ケ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 競争入札に参加しようとする者に相続、合併その他によって営業の承継があつた場合においては、(1)ウからカまでに掲げる資格について、前営業者の資格を承継す

るものとみなします。

なお、「物品」については平成27年度まで、「工事」及び「測量・設計等」については平成25年度までの京都市上下水道局競争入札参加資格審査申請において適格と認められ、京都市上下水道局競争入札参加有資格者名簿に登載された者は、本告示による新たな申請の必要はありません。

## 2 資格審査について

競争入札参加資格審査は、京都市、京都市交通局及び京都市上下水道局（以下「3局」という。）が共同して行います。

### (1) 資格の種類

「物品」、「工事」、「測量・設計等」の3種類で、申請書類はそれぞれ異なります。

### (2) 申請書類等

「物品」は、3局共通資格となりますので、1部提出することで、3局に共通申請となります。「工事」、「測量・設計等」は共通資格とはなりませんので、申請する資格ごとに3局から申請先を選択することとします。また、「物品」と「工事」、「物品」と「測量・設計等」の重複申請はできますが、「工事」と「測量・設計等」の重複申請はできません。

### (3) 入手方法

申請書類は、京都市行財政局財政部契約課のホームページで平成24年11月15日（木）からダウンロードできます。

なお、申請書類（データを除く。）については、6の問合せ先においても配布します。

### (4) 受付期間

平成25年1月9日（水）から平成25年1月17日（木）まで受け付けます。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

### (5) 受付時間

午前9時30分から午前11時まで

午後1時から午後4時まで

### (6) 受付場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎 1 階 京都市行財政局財政部契約課

(7) 提出書類

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ その他管理者が別に定める書類

(8) 作成に用いる言語等

- ア 申請書類等は、日本語で記入してください。外国語で記載したものは、日本語の訳文を添付してください。
- イ 申請書類等の金額表示は、外国貨幣額によるものは邦貨額に換算して記入してください。

(9) その他

申請書類等は、受付会場に直接持参してください。郵送での受付は行っていません。

3 結果通知

競争入札参加資格審査結果通知書により、その結果を通知します。

4 資格の有効期間

物品 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで ( 3 年間 )

工事 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで ( 1 年間 )

測量・設計等 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで ( 1 年間 )

5 その他

資格取得後、申請した内容 ( 代表者、受任者、担当者、住所及び使用印鑑等 ) に変更が生じたときは、申請先に速やかに書面で届け出てください。

また、京都市上下水道局競争入札参加停止取扱要綱に該当する事由が生じた場合等についても、速やかに報告してください。

6 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町 1 2 番地

京都市上下水道局本庁舎 1 階 京都市上下水道局総務部用度課

電話 0 7 5 - 6 7 2 - 7 7 2 8

( 上下水道局総務部用度課 )